昭和二八年(す)第三一○号

決 定

右被告人に対する強盗殺人被告事件につき当裁判所が昭和二八年六月一六日なした 上告棄却の決定に対し、申立人から訂正の申立があつたが、当裁判所は理由がないも のと認める(申立書記載の弁護士等からは当裁判所に対し弁護人選任届が提出されてい ない)ので刑訴四一七条一項により裁判官全員一致の意見で左のとおり決定する。

本件申立を棄却する。

昭和二八年七月七日

最高裁判所第三小法廷

登			上	井	裁判長裁判官
保				島	裁判官
介		又	村	河	裁判官
三		俊	林	小	裁判官
郎	太	善	村	本	裁判官